

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	軽自動車税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦屋市は、軽自動車税事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

芦屋市長

公表日

令和6年4月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税の賦課・徴収事務
②事務の概要	<p>地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、軽自動車税に関する事務。<ol style="list-style-type: none">1. 軽自動車税の賦課に関する事務。2. 軽自動車税の減免に関する事務。3. 原動機付自転車等の登録廃車事務。4. 証明発行事務・番号法の別表第二に基づいて、軽自動車税に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。・標準準拠システムの構築及び移行に関する事務
③システムの名称	軽自動車税システム、収納消込／滞納管理システム、団体内統合宛名システム、標準準拠税務システム(仮称)
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)軽自動車税課税台帳ファイル (2)軽自動車税収滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の16の項</p> <p>2.行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第16条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)」に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(27の項) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部財務室 課税課、債権管理課
②所属長の役職名	課税課長、債権管理課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部総務室総務課文書統計係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 総務部財務室課税課管理係

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年10月1日	I 関連情報 5. ②	西 嘉成, 平野 雅之	西 嘉成, 宮崎 哲郎	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 7	総務部文書統計課文書統計係	総務部文書法制課文書統計係	事後	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1	平成26年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2	平成26年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. ②	西 嘉成, 宮崎 哲郎	本宮 健男, 宮崎 哲郎	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. ②	本宮 健男, 宮崎 哲郎	課税課長, 債権管理課長	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 1	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	II しきい値判断項目 2	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 1	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	II しきい値判断項目 2	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. ②	・番号法第19条第7号	・番号法第19条第8号	事後	
令和6年4月1日	I-1-② 事務の概要	情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	(削除) (追加) ・標準準拠システムの構築及び移行に関する事務	事後	
令和6年4月1日	I-1-③ システムの名称	軽自動車税システム, 収納消込/滞納管理システム, 団体内統合利用番号連携サーバ	軽自動車税システム, 収納消込/滞納管理システム, 団体内統合利用番号連携サーバ, 標準準拠税務システム(仮称)	事後	
令和6年4月1日	I-4-② 法令上の根拠		(以下を追加) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(以下、別表第二省令) (別表第二省令における情報照会の根拠) :第20条	事後	
令和6年4月1日	I 5. ①	総務部課税課、債権管理課	総務部財務室課税課、債権管理課	事後	
令和6年4月1日	I 7	総務部文書法制課文書統計係	総務部総務室総務課文書統計係	事後	
令和6年4月1日	I 8	総務部課税課管理係	総務部財務室課税課管理係	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 1	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	II しきい値判断項目 2	令和2年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	